

令和元年度 管理監督者・労務担当者講習会

近年、墜落・転落災害等の在来型の労働災害に加えて、過重労働やパワハラ等による精神障害等に係る労災請求も増えています。このような事案を防止するためには、第一線の管理監督者の方々の果たすべき役割が重要となります。

本講習は、労務管理・作業指示などを行う課長・係長などの管理監督者を対象に、労働基準法・労働安全衛生法の基礎知識、労務・安全衛生管理上の留意点、労災保険等制度・安全衛生配慮義務の概要などを行政OBの講師が、現在の労働環境を巡る状況も踏まえて解説を行います。

令和2年1月17日(金)

広島市林業ビル

広島市中区上八丁堀8-23

開講：9：00 閉講：17：00(予定)

料金 受講料(税込) 会員 5,400円 ・ 一般 7,560円

テキスト代(税込)1,080円(「労務・安全衛生管理の概要」管理監督者研修用テキスト)

お申し込みは、(公社)広島県労働基準協会の最寄り支部へお願いします。

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

技能実習法※により、監理団体の監理責任者及び指定外部役員又は外部監査人、技能実習を行わせる事業所に選任される技能実習責任者については、いずれも、3年ごとに、養成講習機関が行う養成講習を受講しなければならないとされています(経過措置は令和2年3月31日とされています)。

また、監理団体の監理責任者以外の職員で監査を担当する職員、技能実習を行わせる事業所の技能実習指導員及び生活指導員については、養成講習の受講は義務付けられてはいませんが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のためこれらの者についても養成講習を受講することが望ましいとされ、管理責任者や技能実習責任者と同じように3年ごとに同講習を受講させることが優良な監理団体又は優良な実習実施者と判断する要件の1つとなっているところです。

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)が「養成講習機関」として主催する各種養成講習の開催を次のとおり予定しています。

受講を希望される方は全基連のHPで確認して、お申込みください。

なお、受講申込は、全基連のHPのみの受付となっています。(協会では受付できません。)

※「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年11月成立、平成29年11月1日施行)

技能実習責任者講習

3月7日(土)

林業ビル8階 大教室

募集定員76人

全基連HP：<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>